



令和6年11月25日

トラック事業者に対する行政処分(許可取消)について

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消を行いましたので、お知らせいたします。

行政処分内容の詳細につきましては、別添のとおりです。

記

事業者名:有限会社 武田産業

代表取締役:武田 茂樹

事業者住所:北海道帯広市大空町10丁目17

【 問い合わせ先 】

北海道運輸局自動車運送事業安全監理室 笹治 上野

TEL : 011-290-2744

●行政処分等について

1. 行政処分年月日

行政処分年月日：令和6年11月22日

処分施行年月日：令和6年11月25日

2. 事業者の氏名又は名称及び所在地

有限会社武田産業

北海道帯広市大空町10丁目17

3. 命令の内容

一般貨物自動車運送事業の許可取消

4. 監査の端緒及び違反行為の概要

前回監査(令和5年5月18日実施、令和5年11月2日処分)の改善報告が提出されていないことを端緒に令和6年7月23日に事業者営業所にて臨店監査を実施したところ、各種違反行為が判明したものを。

5.違反事実及び違反条項

(1)認可を受けずに営業所の位置を変更していたこと。【再反：40日車】

貨物自動車運送事業法第9条第1項

(2)車庫の位置及び収容能力を変更していたこと。【再反：20日車】

貨物自動車運送事業法第9条第1項

(3)認可を受けずに休憩又は睡眠施設の位置及び収容能力を変更していたこと。

【再反：10日車】

貨物自動車運送事業法第9条第1項

(4)営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更届出を怠っていたこと。

【再反：10日車】

貨物自動車運送事業法第9条第3項前段

(5)運転者の勤務時間及び乗務時間について、乗務時間等告示の遵守が不適切であったこと。【10日車】

貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号

(6)運転者の勤務時間及び乗務時間について、乗務時間等告示の遵守が不適切であったこと。(一運行の勤務時間)【10日車】

貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号

(7)点呼の一部に記録のないものがあったこと。【再反：10日車】

貨物自動車運送事業法第17条第4項

(8)点呼の記録の記載事項等に不備があったこと。【警告】

貨物自動車運送事業法第17条第4項

(9)運行記録計による記録のないものがあったこと。【警告】

貨物自動車運送事業法第17条第4項

(10)運行指示書を作成、指示又は携行していなかったこと。【警告】

貨物自動車運送事業法第17条第4項

(11) 運転者台帳の作成のないものがあったこと。【再反:10日車】

貨物自動車運送事業法第17条第4項

(12) 運転者に対する指導及び監督の記録のないものがあったこと。【再反:80日車】

貨物自動車運送事業法第17条第4項

(13) 社会保険等に参加せず事業の健全な発達を阻害する競争をしていたこと。

【再反:80日車】

貨物自動車運送事業法第24条の4

(14) 事業報告書及び事業実績報告書の提出を怠っていたこと。【再反:10日車】

貨物自動車運送事業法第60条第1項

(15) 整備管理者を選任していなかったこと。【事業停止30日】

道路運送車両法第50条

6. 違反点数の付与状況

当該命令により付された違反点数 59点

前回監査により付された違反点数 25点

合計 84点

※「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月30日公示、令和5年10月31日改正)」6.(1)②違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が81点以上となった場合に該当するため許可取消

以下余白